

より良好な森林地域の保全の強化に係る結果及び評価

1. 目的（大台ヶ原自然再生推進計画 p. 103）

相対的により良好な森林が存在する地域については、人の利用を調整することで自然環境への負荷の増大を防ぐとともに、より質の高い自然体験を提供する。

2. 基本方針（大台ヶ原自然再生推進計画 p. 103）

- ① 西大台はシカによる植生への影響、団体客の利用などによって自然の質が急速に低下する恐れがあり、現在の状態を保全するために利用調整地区を設定する。
- ② 利用調整の円滑な運営を図るため、関係機関との充分な協議を図る。

3. 取組の概要

より良好な森林地域の保全の強化にあたって、以下の取組を行なった。

（1）条件整理

- ・ 利用調整地区の区域の設定に向けた基礎調査
- ・ 認定基準の検討に向けた条件把握
- ・ 質の高い自然体験を提供するための意向把握
- ・ 役割分担等の検討のための意向把握

（2）協議会による検討

- ・ 西大台地区利用適正化計画検討協議会の開催

4. 取組の結果と評価

（1）条件整理

a. 結果

①利用調整地区の区域の設定に向けた基礎調査（参考資料 3-2 p. 1）

i. 自然環境及び社会状況の整理

利用調整地区の設定に向けた自然環境の特性、自然公園法による指定状況、土地所有状況等の基礎情報が得られた。

ii. 大台ヶ原におけるゾーニングの検討

西大台地区においては、低密度の利用を維持することで自然環境への負荷を持続可能な範囲にとどめるため、「利用調整ゾーン」として位置付けられた。

iii. 西大台地区歩道現況調査

平成 17 年度からの継続的な調査により、洗掘・複線化・裸地化等の問題箇所の状況や原因、回復状況等が明らかになりつつある。

②認定基準の検討に向けた条件把握（参考資料 3-2 p. 2）

i. 入下山カウンターの設置と記録の集計・分析

平成 18 年度は、5 月、10 月に利用者数のピークを迎える、概ね、年間合計 5,000 人、月平均 600 人程度が来訪していることが明らかとなった。平成 19 年度は、8 月に利用調整地区運用開始前の駆け込み需要がみられた。

ii. 踏圧の影響地点における下層植生調査

踏圧の影響が強い場所では、樹木の実生や在来種の草本種の種数が減り、外来種数が増えていることが明らかとなった。

iii. 蘚苔類調査

蘚苔類は、シカ等の食害をほとんど受けないため、踏圧等の影響を示す指標として優れていますといえ、平成 19 年度の調査により、今後の変化を記録するための基盤ができた。

③質の高い自然体験を提供するための意向把握（利用者等意向調査）（参考資料 3-2 p. 2）

平成 18 年度の調査（n=110）から、利用者数について「適当であった」とした人が 66.4% を占め、満足度について「期待していた以上に良かった」とした人が 31.8%、利用形態としては「2～3 人での利用が望ましい」とした人が 60.9% を占めた。これらの調査結果から、西大台地区の静寂な雰囲気を求める人が多いことが示唆された。

④役割分担等の検討のための意向把握（山岳関係団体等への意向把握）（参考資料 3-2 p. 3）

平成 16 年度に、山岳関係団体等 4 団体に対して、西大台地区における利用のあり方についての意向を把握した。利用調整については、概ね賛成の意見が得られたが、ガイドの同行については、義務づけるべきという意見とガイドの同行は必要ないという対極の意見が抽出された。

b. 評価

西大台地区における利用調整地区の設定に向けた条件整理では、大台ヶ原全体のゾーニングによる位置付け、自然環境の状況、利用状況、利用者及び山岳関係団体等の意向把握等、基礎的な情報を整理し、利用調整地区の設定に向けて大きな成果を得ることができた。また、特に、条件整理から得られた動植物や、歩道現況等の自然環境に関する情報は、今後の利用調整地区的あり方を検討するための重要なデータとなる。

（2）協議会による検討（参考資料 3-2 p. 3）

a. 結果

条件整理の結果を踏まえ、環境省、専門家、周辺地域の関係機関等から構成する「吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会（以下、「協議会」と表記）」を組織した。協議会は、平成 17 年度から 19 年度までに計 7 回開催し、利用調整地区の設定及び、運用に向けた合意形成を図った。協議会による成果として、利用調整地区の設定に至った背景、利用適正化のための基本方針、利用調整地区の指定内容、モニタリング、立入り認定手続き等からなる「吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画（案）」を検討したことがあげられる。この検討を踏まえて、環境省は平成 19 年 6 月 1 日、「吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画」を策定した。

なお、西大台利用調整地区については、平成 18 年 12 月 26 日に指定され、平成 19 年 9 月 1 日から運用開始した。

b. 評価

周辺地域の関係機関等との連携により、協議会を組織し、協議・調整を進めながら合意形成を図ることができた。さらに、この協議会による検討を踏まえて「吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画」を策定し、西大台利用調整地区の運用に至ったことは大きな成果である。

5. 総括評価(案)

第1期計画におけるより良好な森林地域の保全の強化の目的は、「相対的により良好な森林が存在する地域については、人の利用を調整することで自然環境への負荷の増大を防ぐとともに、より質の高い自然体験を提供する。」ということであった。この目的に基づき実施した、第1期計画の基本方針に沿った各種取組の評価を以下に示す。

①利用調整地区の設定

西大台地区における利用調整地区の設定にあたっては、大台ヶ原全体のゾーニングによる位置付け、自然環境の状況、利用状況、利用者及び山岳関係団体等の意向把握等の取組を実施し、基礎的な情報を整理した。こうした条件整理を踏まえ、下記に示す関係機関等との協議会等による協議・調整を経て、「西大台利用調整地区」の新設について、平成18年12月26日に告示され、平成19年9月1日に全国に先駆けて運用開始するに至った。なお、運用開始前の平成19年8月に、最後の駆け込み需要とみられる5,000人以上が一ヶ月間に訪れるという事態が起こった（例年、西大台地区には年間で5,000人程度が訪れている）。環境省として、こうした事態を予見するに及ばず、何ら対策を取ることができなかつたことは、今後の他地区における利用調整地区の設定に際して、留意しなければならない点であった。

②関係機関との充分な協議

利用調整地区の設定に際して、平成18年2月に環境省、専門家、周辺地域の関係機関等から構成する「吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会」を設置し、「吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画(案)」についての協議を開始した。平成18年4月には、上北山村において、「西大台への利用調整地区の指定に関する懇談会」を開催し、協議会メンバー以外の周辺地域住民等を含めた、グループディスカッション形式による意見交換を行なった。

こうした周辺地域住民等との協議や、計5回に渡る協議会において、1日当たりの利用者数の上限や、1グループ当たりの利用者数の上限、立入り認定手続き等の具体的な検討を行い、平成19年6月1日、「吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画」を近畿地方環境事務所が策定し、平成19年9月1日に「西大台利用調整地区」の運用開始に至った（西大台利用調整地区に関する概要は別紙参照）。なお、協議会による検討は、利用調整地区の適正な管理・運用を目指して、現在も継続して実施している。

6. 利用調整地区運用のための実施事項

第1期計画における取組内容として明記されたのは、条件整理と、それに基づく協議会の組織化と協議会による協議・調整までであるが、「西大台利用調整地区」の設定により計画外の実施事項ができたため、その取組と暫定評価を以下に示す。

6-1. 取組の結果

(1) 普及啓発（参考資料3-2 p.4）

利用調整地区についての周知を行うために、近鉄主要駅、道の駅、宿泊施設、登山用品店、旅行代理店、博物館、関係行政機関等に広くポスター(391枚)・リーフレット(9,184枚)を配布し、リーフレットについては、外国人向けに英語版、中国語版、韓国語版も作成した。また、新聞、テレビ等にも取り上げられ、西大台利用調整地区的周知が図られた。

(2) 認定関係事務の実施状況（参考資料3-2 p.4）

西大台利用調整地区への立入り認定者数は、平成19年度は合計451人(9/1~11/30)の実績。

認定上限人数の合計（4,400人）に対する比率は10.3%）、平成20年度は合計1,187人（4/23～11/14の実績。認定上限人数の合計（10,110人）に対する比率は11.7%）であった。事務手続きにかかる日数は、平均1.8日間であり、約8割の人が申請の3日後までに、認定証の交付を受けたことから、事務手続きには、概ね問題はなかった。

（3）利用者の意向把握（参考資料3-2 p.4）

①事前レクチャーに関するアンケート

レクチャーについて、長さ（「ちょうど良い」が95%以上）、内容（「満足」が60%程度）、配付冊子（「満足」が65%程度）と、概ね満足度が高いことが明らかとなった。ただし、動植物等に関するより詳しい説明や、季節に応じた説明、より詳しい地図が欲しい等の意見が出されていた。

②利用後のアンケート

利用者へのアンケート調査（H19：n=175、H20：n=437）より、満足度や再訪の意向は高く、利用調整地区への評価は概ね高いことが明らかとなった。ただし、手続きの簡略化等の運営に関する意見（H19：42件、H20：98件）や、案内標識の拡充や登山道の整備等の施設に関する意見（H19：80件、H20：150件）が出された。

（4）モニタリング（参考資料3-2 p.5）

①利用調整地区におけるモニタリング項目・方法に関する検討

モニタリング項目や指標、評価方法、スケジュールなどの実施方法を検討した。

②モニタリング結果及び評価

モニタリングの実施方法に基づき、動植物、利用実態等の調査を実施し、その結果、平成19年度時点では、西大台利用適正化計画に変更は必要ないことが協議会で合意された。

（5）巡視の実施（参考資料3-2 p.6）

西大台利用調整地区の運用に伴い、西大台地区における適正な利用を確保するため、巡視員を配置し、巡視を実施した。平成19年度は9/1～11/28の期間に3名/日配置し、合計21件（延べ40人）の無認定の入山者等への注意勧告及び、合計34件の違反の未然防止を行なった。また、平成20年度は4/23～10/31（中間報告）の期間に巡視を実施し、合計17件（延べ29人）の無認定の入山者等への注意勧告及び、合計51件（91人）の違反の未然防止を行なった。

6－2. 暫定評価（案）

利用調整地区の運用に伴う第1期計画外の実施事項として、ポスター・リーフレット等による普及啓発や、認定事務、事前レクチャー、モニタリング、巡視の実施等があげられ、それぞれは、概ね円滑に実施できているものの、中には改善すべき課題も残されている。

特に、より質の高い自然体験の提供を目指した、西大台地区におけるガイド制度の確立には至っておらず、今後、さらなる検討が必要である。

なお、近年の社会情勢の変化等により、大台ヶ原全体の利用者数は減少傾向にあり、その原因の一端として、大台ヶ原全体で利用調整が実施されているとの誤解が生じていることが示唆されている。そのため、こうした誤解を解消する方策として、より積極的な普及啓発が課題としてあげられる。

また、西大台地区においては、認定者数が認定上限人数の合計に対して、およそ1割程度に留まっている。そのため、西大台地区の魅力を売り込むためのPRを図ると同時に、現状の2週間

前の申込み期限の短縮や、申込み方法の簡略化等、さらなる検討が必要である。

西大台利用調整地区に関する概要

1. 利用調整地区設定の経緯

平成 14 年 4 月	自然公園法を改正（利用調整地区制度を創設）
平成 14 年 11 月	「大台ヶ原自然再生検討会」を設置
平成 17 年 1 月	「大台ヶ原自然再推進計画」を策定
平成 18 年 2 月	「吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会」を設置
平成 18 年 4 月 26 日	「西大台への利用調整地区の指定に関する懇談会」を上北山村で開催
平成 18 年 12 月 26 日	「西大台利用調整地区」を新設することを告示
平成 19 年 6 月 1 日	「吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画」を策定
平成 19 年 9 月 1 日	「西大台利用調整地区」の運用開始

2. 利用適正化計画により達成すべき目標

相対的により良好な森林が存在し、質の高い自然とのふれあい体験が可能な西大台地区において、利用調整地区を指定し、自然環境への負荷の増大を防ぐとともに、より質の高い自然体験を享受する場として持続的な利用を図り、将来世代に自然環境を継承することを目標とする。

3. 主な利用調整の内容と根拠

3-1. 利用人数の適正化

1日当たりの利用者数の上限と1グループ当たりの利用者数の上限を設定することにより、特定の時期における利用の集中を緩和し、自然環境の荒廃を防ぐとともに、豊かな自然を体験するにふさわしい静寂性の確保を目的とし適正な利用密度へ誘導する。

（1）1日当たりの利用者数の上限

1日当たりの利用者数の上限を設定し、利用時期の分散（土日祝日から平日へ）、年間を通しての利用者数の平準化を図る。設定人数については、前年度の利用状況調査の結果等（モニタリング結果）をもとに協議会において年度ごとに合意形成を図る。

利用集中期の土日祝日	:	100 人
利用集中期の平日、利用集中期以外の土日祝日	:	50 人
上記以外の平日	:	30 人

※ 利用集中期：春期（GW）、夏期（8月中旬）、秋期（紅葉期）

- 設定理由）
- ・ 極端に集中している土日祝日の利用者数を抑制する。（年間を通して 100 人を超える日が 10 日程度であることから、まず極端な集中による悪影響を回避する）
 - ・ 平日は年間を通して 20 人を超える日が少なく、原生的な雰囲気と静寂が確保されている。17 年度の利用状況調査の結果では、トータルで 1 日平均の

入込みは約 25 人であった。

- ・ GW、夏期、秋期を中心に、祝休日ほどではないが、平日でも比較的多い日がある（30～70 人程度）。

（2）1 グループ当たりの利用者数の上限

1 グループ当たりの利用者数の上限を 10 名までとする。

- 設定理由)
- ・ 一時に大人数が利用することによる自然環境への影響を抑える。
 - ・ 静寂な雰囲気の中で大台ヶ原の自然を味わうことができ、また、無理なくガイドの説明を聞くことができる人数とする。

3－2. 利用方法に関する規定

（1）認定手続き

立入りを希望する者は、事前に認定申請を行う（認定事務は指定認定機関が行う。指定認定機関は、認定手続きのため手数料（上限 1,000 円）を徴収し、認定の際、禁止行為や安全面での諸注意などについて周知徹底する）。

原則として当日、立入り前にビジターセンターに必ず立ち寄り、氏名等の確認を受けた上で事前レクチャーを受講し、大台ヶ原の自然・歴史等に関する情報を受ける。

受講後、利用調整地区内において立ち入る際は、認定証を身につけ、他者から判別できるようにする。

- 設定理由)
- ・ 利用マナーの徹底を図るとともに、利用の安全性を確保するために、事前レクチャーを義務づけることが必要である。
 - ・ より質の高い利用を推進していくためにも、大台ヶ原の自然・歴史・文化についてのレクチャーの実施が必要である。